

高千穂町告示第76号

## 高千穂都市計画用途地域の変更案の縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、高千穂都市計画用途地域の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、町民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに高千穂町に意見書を提出することができる。

令和8年8月17日

高千穂町長 甲斐宗之

### 記

#### 1 都市計画の種類及び名称

高千穂都市計画用途地域

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

高千穂町大字三田井字田口野、神殿、城ノ平、猿渡、栗毛、尾迫原、車ノ迫、吾平原及び吾平の各一部

#### 3 縦覧期間

令和8年8月17日（月）から令和8年8月31日（月）まで  
（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）

#### 4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

#### 5 縦覧場所

高千穂町役場 建設課および町のホームページ

#### 6 縦覧に供する図書

都市計画変更案の計画書、総括図、計画図その他関係図書

#### 7 意見書を提出できる者

町民及び利害関係人

#### 8 意見書の提出期限

令和8年8月31日（月）午後5時15分（必着）

#### 9 意見書の提出先

〒882-1192 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井13番地

高千穂町 建設課 まちづくり推進係 （メール）kensetsu@town-takachiho.jp

#### 10 提出方法

持参、郵送又は電子メールによる。意見書には、住所、氏名、当該都市計画案に対する意見及びその理由を記載すること。